

# インド2022 年度予算

直近の政策変更及び直接税と  
間接税の法案、影響と経済指標  
に関する概要





ここに記載された情報が信頼できる情報源から得られたものであり、この刊行物が正確であることを保証します。しかし、法律、税務、経理その他の業務上のアドバイスを付与する目的を意図しておりません。個々の事例に関しては、事前に適切なアドバイスを受けることを推奨いたします。



# 目次

|               |    |
|---------------|----|
| 前書き .....     | 4  |
| 歳入/歳出 .....   | 6  |
| 概要 .....      | 8  |
| 国会提出法案 .....  | 10 |
| 直接税 / 間接税     |    |
| 予算配分と政策 ..... | 20 |
| 影響 .....      | 24 |
| 直近の改正事項 ..... | 26 |
| 経済指標 .....    | 32 |

# 序に代えて



## リバウンドとリカバリー

**新**型コロナウイルスの発生から3度目となる年度予算案が財務大臣より発表された。1度目は段階的に感染が拡大している時期に、2度目は更に状況が悪化している環境下での発表となったが、この3度目では新型コロナウイルスの制約から抜け出してきている状況だ。状況の立て直しの為、財政赤字及び多くの国々が直面しているインフレの拡大の対策に取り組まねばならない。そして雇用の創出と、ビジネスパーソンモチベーションの向上も課題となる。

直近2年間はインセンティブ制度が役に立ち、生産連動型優遇策(PLI)は、国内外から注目されるようになった。実際、地政学的な理由もあるが、インドに対する世界の関心が再び高まった事は、プラスとなった。重要なFTA(自由貿易協定)が議論され、FDI(海外直接投資)も増加した。このような環境では、劇的な政策転換に焦点を当てるべきではない。特に製造業においては海外投資家を惹きつける明確な手立てを講じるとともに、成長を促進されるためにインフラなどの支出に注力するべきだ。

今回の予算案では、財務大臣は的確な判断をしたと考える。健全な税収と達成可能目標に後押しされ、直接税の税率や政策にはほとんど手を付けず、むしろ配分に力を注いだ。その多くは3年間で400本のVande Bharat(列車)と100カ所の貨物ターミナル、75カ所のデジタルバンキングユニット、5Gの拡大、5つの川の合流など、インフラ整備に使用された。そしてインドを金融サービスの拠点とすることを視野に入れ、GIFTシティ(金融サービスに注力したスマートシティ)に、この分野を専門とする大学や国際仲裁センターなどの設置を許可している。同様に、財務大臣は今年、インド準備銀行によって発行される暗号通貨を発表し、同時に仮想デジタル資産の取引に



30%のキャピタルゲイン課税を行うことを発表した。想定通り、演説全体にはデジタルという言葉が繰り返し用いられ、政府のテクノロジー重視の姿勢が伺えた。

ビジネスのしやすさの次の段階は、税制を簡素化するための適切な改正と共に始まると指摘した。海外投資家だけでなく国内からも呼び込むため、クロスボーダーの紛争解決を促進する倒産法の改正、新たなSEZ法の年内での導入、政府契約の適宜支払いの完了を保証する追跡e-billシステムの構築などが提案されている。将来を見据え、人工知能、地理空間システムとドローン、半導体とそのエコシステム、宇宙産業、ゲノムと医薬品、グリーンエネルギー、グリーンモビリティシステムは成長産業に分類され、より注力されることとなっている。同様に、アニメーション、視覚効果、ゲーム、コミック(AVGC)分野においても、世界を視野に入れた産業基盤の構築を目的としたタスクフォースが設置される予定である。持続可能な成長と二酸化炭素排出量の削減については、建物の省エネ化、混合燃料の義務化など、具体的なアイデアが言及されている。財務大臣の提言するIndia@100のための予算と呼ぶにふさわしいものであると見込める。

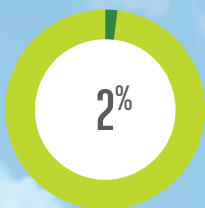
財務大臣は、新型コロナウイルスの被害で失われた期間を考慮し、新興企業や製造部門に対する税制優遇措置を1年延長した。あとは、Make in India(インドの製造業振興策)を中心とした関税の合理化についてである。資本財や製造プロジェクトに係る輸入の関税は、350品目において段階的に合理化され、免税措置も撤廃される予定だ。インドで製造されるもの、あるいは製造可能なものは全て、より高い関税が課せられるという計画だ。一方、国内で付加価値を生む品目や、インド国内で製造できない品目に関しては減税となる。Make in Indiaを推進する一方で、国防費の68%、国防研究開発予算の25%が国内向けに割り当てられている。このように、毎年多額の国防費が割り当てられていることから、この分野は将来性のある領域だ。更に、戦略的事業売却についての言及が無く、エアインディアの売却が成功した後では、これは驚きであった。

今年度末の財政赤字は6.4%と現実的な目標だが、2025-26年度には4.5%まで引き下げるというやや挑戦的な見通しを立てているようである。しかし、インド経済に対する国内外の関心を考えると、財務大臣は今後の将来性を見込める年度に大きな挑戦を見込んでいると言え、その目標に到達することも可能であるだろう。あとは、新型コロナウイルスさえ落ち着き、我々に対し協力的となればよいだろう。

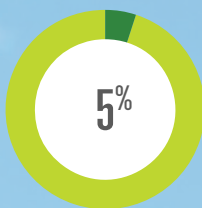
アジェイ・セティ



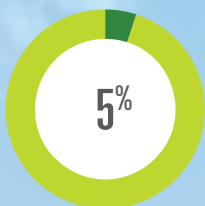
# 政府歳入内訳



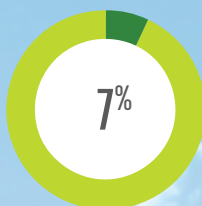
非債務資本受入



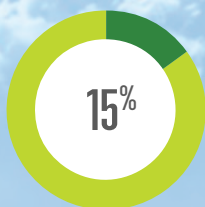
関税



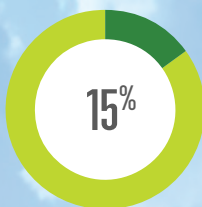
非税収入



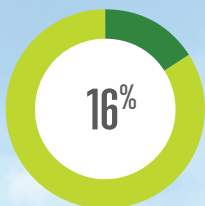
物品税



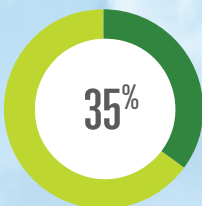
法人税



所得税

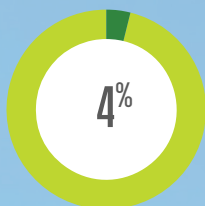


物品サービス税

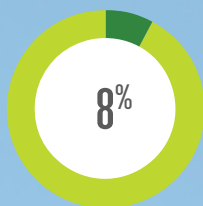


借入その他負債

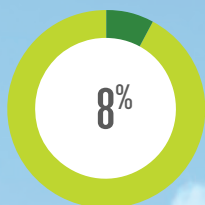
# 政府歳入支出



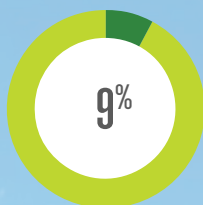
年金等



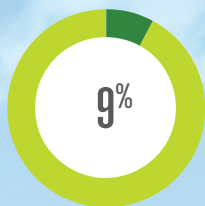
防衛費



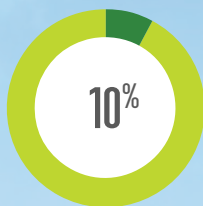
補助金関連



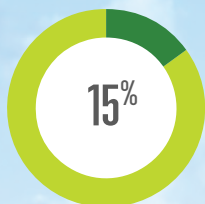
州政府セクター事業



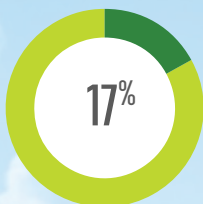
その他



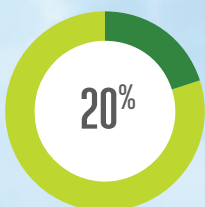
金融費用



中央セクター事業



州政府税収



利息収入

# 概要

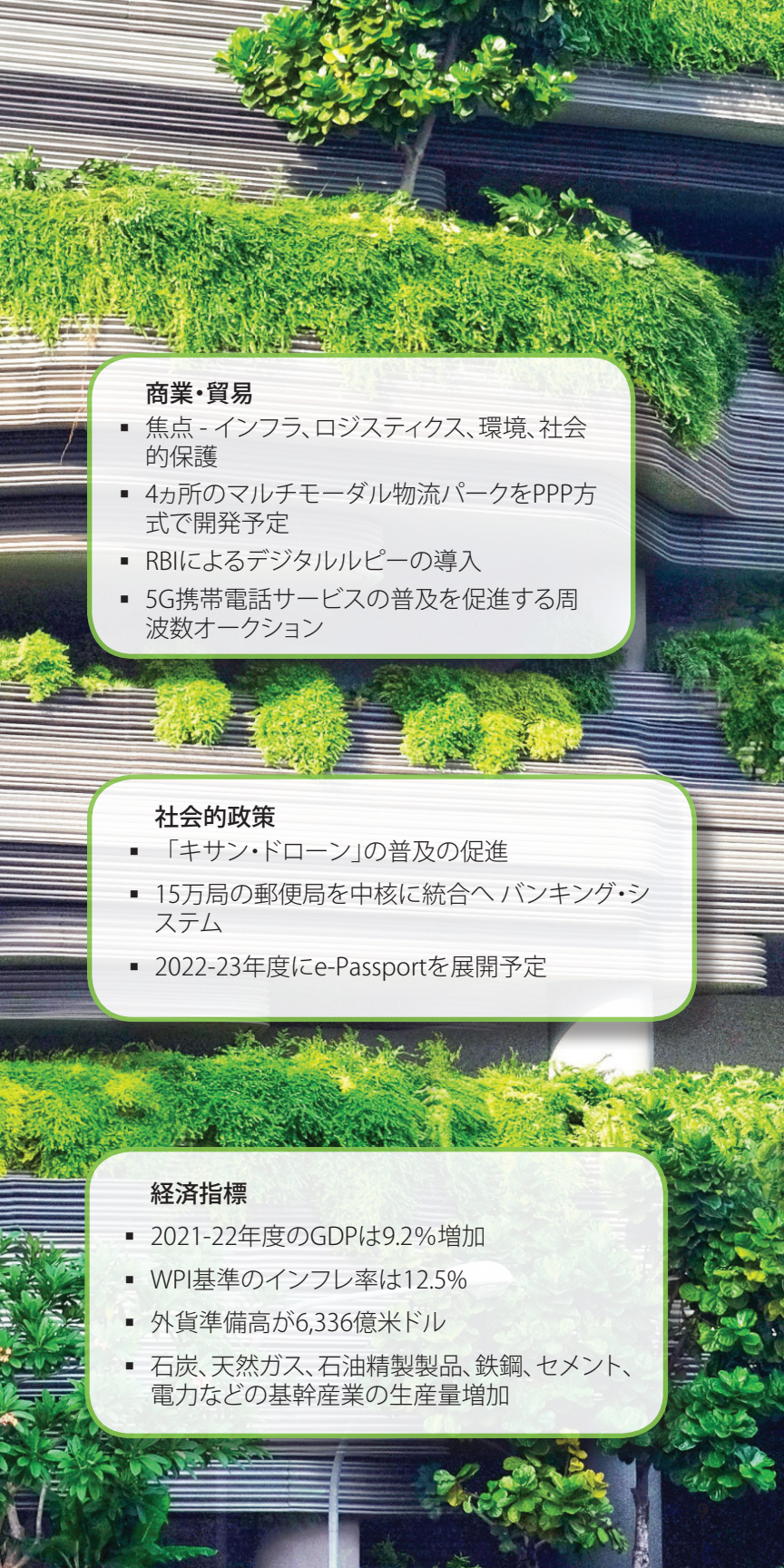
## 予算案

### 直接税

- 仮想デジタル資産の課税対象化
- 修正申告書の提出期限の延長
- LTCG税のサーチャージは15%を上限とする
- 15%の優遇税率適用期間延長
- 非対面型税務調査スキームを修正

### 間接税

- 仕入税額控除申請の制限期間の延長
- 仕入税額控除の申請制限に関する規定の導入
- 誠実な輸出企業に導入される免税輸入スキーム
- 輸入品の評価の厳格化

A vertical image of a modern building with a green wall and a tree. The building has a corrugated metal facade, and the green wall is covered in various plants and ferns. A tree is visible on the right side of the building.

### 商業・貿易

- 焦点 - インフラ、ロジスティクス、環境、社会的保護
- 4カ所のマルチモーダル物流パークをPPP方式で開発予定
- RBIによるデジタルルピーの導入
- 5G携帯電話サービスの普及を促進する周波数オークション

### 社会的政策

- 「キサン・ドローン」の普及の促進
- 15万局の郵便局を中核に統合へバンキング・システム
- 2022-23年度にe-Passportを展開予定

### 経済指標

- 2021-22年度のGDPは9.2%増加
- WPI基準のインフレ率は12.5%
- 外貨準備高が6,336億米ドル
- 石炭、天然ガス、石油精製製品、鉄鋼、セメント、電力などの基幹産業の生産量増加

# 税制改正

本項目では、2022年2月1日に財務大臣が行った直接税と間接税に関する重要な政策案について説明する。2022年財政法案における直接税の規定は、通常、2022年4月1日に開始する会計年度(AY 2023-24)に適用されるのに対し、間接税の規定は、特に指定が無い限り、即時適用となる。財務大臣は、更に別の法案を通じ改正を実施する可能性がある。

財政法案に含まれる改正は、国会の批准を必要とする。



# 直接税

## 所得税

- 個人所得税およびHUFは下記の通り、従前と変更なし。

| 課税所得 (ルピー)               | 現行 <sup>1</sup> (%) | 任意 <sup>2</sup> (%) |
|--------------------------|---------------------|---------------------|
| ～ 250,000 <sup>1</sup>   | Nil                 | Nil                 |
| 250,001 – 500,000        | 5                   | 5                   |
| 500,001 – 750,000        | 20                  | 10                  |
| 750,001 – 1,000,000      |                     | 15                  |
| 1,000,001 – 1,250,000    | 30                  | 20                  |
| 1,250,001 – 1,500,000    |                     | 25                  |
| 1,500,001 ～ <sup>3</sup> |                     | 30                  |

<sup>1</sup>高齢者(60～80歳の個人)に対する基礎控除額も、30万～50万ルピーと変化なし

<sup>2</sup>税額控除、免税及び繰越欠損金は一定の条件で制限あり。

<sup>3</sup>サーチャージの税率については従前より変更はなく、課税所得が500万ルピーを超える場合は10%、1,000万ルピーを超える場合は1、2,000万ルピーを超える場合は25%、5,000万ルピーを超える場合は37%である。但し、キャピタルゲインへの有価証券取引税(STT)に関するサーチャージは15%を超えないとする。

- 所得が1,000万ルピーを超える場合、12%のサーチャージが課される。協同組合の場合、1,000万ルピー以上の所得に対するサーチャージは7%に引き下げられ、1億ルピー以上の所得に対しては12%に据え置き。
- 企業のみを会員とする団体に対するサーチャージの上限は15%
- 法人税率は変更なし。

| 法人形態              | 税率 (%)          |
|-------------------|-----------------|
| 内国法人 <sup>1</sup> |                 |
| ▶ 小規模企業/新規設立企業    | 25 <sup>2</sup> |
| ▶ その他             | 30              |
| 外国法人              | 40 <sup>3</sup> |

<sup>1</sup>サーチャージは、課税所得が1,000万ルピーを超える場合は7%、1億ルピーを超える場合は12%と、従前から変更なし。

<sup>2</sup>会計年度2020-21において、売上が40億ルピーまでの会社に対しては、軽減税率が適用される。

<sup>3</sup>サーチャージは、課税所得が1,000万ルピーを超える場合は2%、1億ルピーを超える場合は5%と、従前から変化なし。

## ■ 軽減税率スキーム

| 法人形態              | 税率 (%)          |
|-------------------|-----------------|
| 内国法人 <sup>1</sup> |                 |
| ▶ 新規設立企業          | 15 <sup>2</sup> |
| ▶ その他             | 22              |

<sup>1</sup>Chapter-VIAの各規定による税額控除は、軽減税率を利用する場合には適用不可。サーチャージが10%、教育目的税が4%適用される。

<sup>2</sup>2019年10月1日以降に登録され、2024年3月31日までに製造(発電を含む)を開始する企業に対して、一定の条件を満たす場合、軽減税率の適用が可能。

## 仮想デジタル資産

- 新規導入された課税スキーム
  - ▶ 仮想デジタル資産のキャピタルゲインには30%が課税される。
  - ▶ その利益の計算において、取得原価以外の控除は認められない。
  - ▶ 仮想デジタル資産の売却損は、同じ会計年度での相殺も、将来への繰り越しも認められない。
  - ▶ 居住者への10,000ルピーを超える仮想デジタル資産の譲渡、および支払者が特定居住者である個人または HUFの場合の50,000ルピーを超える仮想デジタル資産の譲渡に関しては、1%の税金が課せられる。
  - ▶ 贈与による仮想デジタル資産の譲渡は、実際に受け取った所得として課税される。

## INCOME FROM BUSINESS & PROFESSION

- 非課税所得のために発生した費用は、その所得が評価年度中(AY)に得られていない場合でも控除されない。
- あらゆる事業または専門サービスの遂行を規定する国内/国外の法律または規則、或いはガイドラインに違反して発生した費用は控除不可。
- 未払利息残高の社債等への転換は、実際の支払いに該当せず、控除対象とはならない。
- サーチャージとCess(セス)は税金であり、支出として控除することはできない。

- 戦略的民営化後も、最終持株会社が直接的或いは間接的に51%以上の議決権を保持している場合、繰越欠損金の恩恵を受けることができる。

## キャピタルゲイン

- 譲渡とみなされキャピタルゲインの対象となった資産全体から、のれんを減額する。

## 源泉徴収税

- 直前の年に確定申告をしていない居住者に対し、5%以上の源泉徴収が適用される。
- 事業または専門サービスのために居住者に提供された年間20,000ルピーを超える利益または収入は、10%の源泉徴収が適用される。
- 不動産の印紙税額が実際の譲渡対価を上回る場合、より高い方の価額に対して1%の源泉徴収が適用される。

## コンプライアンス緩和措置

- 過年度所得の申告について、25%または50%の追加税額を支払うことを条件に、評価年度末から24ヶ月の延長期間内に確定申告の更新が認められた。
- 非居住者の支払に対する税金(利息を除く)が、税金保護協定に基づいて財政当局に支払われた場合、支払者は税務官に対して還付を求め、拒否された場合は上訴することが可能となる。

## 税務調査及び上訴手続き

- 税務長官または ITAT(税務高等裁判所)の命令により、最高裁判所または管轄の高等裁判所において審理中の問題と同一の法務問題が生じた場合、税務当局は当該法律問題に関して、続く控訴の提起を延期することができる。
- 独立企業間価格の決定が収入の利益に対し不利となると考えられる場合、所得税委員会により修正されることがある。
- 非対面型税務調査スキームの修正
  - ▶ 移転価格、国際税、審判所に関する案件で、非対面調査・上訴制度を導入する期限が2024年3月31日まで延長された。

▶ 手続きの見直し

- 所得に変動が提案された場合は、納税者側の要求に応じて個別聴聞の機会が提供されなければならない。
- 一部不備による評価手続きの無効は認められない。

■ 税務再調査手続きの見直し

- ▶ 2021年4月1日以前の期間について、最大6年間の期限を過ぎた場合、再評価の通知を発行することは不可。
- ▶ 照会プロセスで再審査の資格があると判断された場合は、それ以上の承認を受ける必要はない。
- ▶ 所得隠しを示唆するとされる情報の範囲が拡大され、監査による情報や外国の司法当局から得た情報、裁判所や審判所の指示、非対面型調査による情報収集の仕組みなどが含まれることとなった。

国際金融サービスセンター(IFSC) 向け優遇税制

- IFSC内のユニットに対する特定税制の適用拡大
  - ▶ オフショアデリバティブ商品またはIFSC内オフショア銀行で締結された店頭デリバティブの移転により非居住者に生じる所得。
  - ▶ IFSC内オフショア銀行口座の有価証券ポートフォリオからインド国外の非居住者に発生する所得。
  - ▶ IFSC内のユニットへの船舶のリースから非居住者に発生するロイヤリティまたは利子収入。
  - ▶ IFSC内のユニットによるリース船の譲渡による所得はタックス・ホリデー(免税期間)の対象となる。

その他

- インド企業が26%以上の株式を保有する外国企業から受け取る配当金に対する15%の優遇税率は廃止された。
- インド政府が承認した二国間技術支援プログラムやプロジェクトに関連してインドで職務を与えられた個人、コンサルタント、その従業員、またはその家族の報酬、代金、収入に対する免税措置は撤回された。

- 自身または家族の新型コロナウイルスに関連する治療のための医療費に充てるために、個人があらゆる者から受け取る任意拠出金は、受取人のもとで免税されます。また、新型コロナウイルスを原因として死亡した人の雇用主から12ヶ月以内に受け取った金額も免税される。またその家族には、他社から受け取った100万ドルまでの資金が免税される。
- 貸付金、借入金およびこれらに類似する金銭は、その性質と出所が借手と貸手の両方の手によって説明された場合、従前に説明された現金債権とみなされる。



# 間接税

## 関税

基本関税 (BCD) は10%で従前より変化なし。

## ハイライト

### ■ 改正事項

- ▶ 関税の簡素化を実現。複数の通知で規定された税率が一括で関税率表に組み込まれた。
- ▶ 特定分野の資本財やプロジェクトに係る輸入に関する40項目以上の譲許と免税を段階的に廃止する。
- ▶ 最終的な用途のモニタリングに基づき、6ヶ月以内に商品を輸出することを条件に、誠実な輸出者を対象とした輸入免税スキームを導入。
- ▶ 特定商品に対する社会福祉サーチャージ(SWS)の免税と譲歩が廃止された。
- ▶ 電気自動車キットに関する免責事項の適用を明確化。
- ▶ 2017年税関 (譲許関税率による貨物の輸入) 規則が以下の通り改正。
  - 全工程のエンドツーエンドの自動化
  - 各種帳票類の標準化・通知化
  - 輸入業者に対し共通ポータルでの月次報告の提出を適用
- ▶ 委員会は、特定の物品の輸入の評価に関して、輸入者に対する追加義務を規定する権限を有する。
- ▶ 事前教示制度のプロセスを改正。
  - 申請取下げ期限を回答通知まで延長
  - 事前教示制度は、回答の発表日または法律の改正日のいずれか早い日から3年間有効。
- ▶ 税関職員の階級とその権限について、遡及的に合理化

■ 特定業種の基本関税率の変更

| 業種                                                              | 税率 (%) |    |     |
|-----------------------------------------------------------------|--------|----|-----|
|                                                                 | From   | ↑↓ | To  |
| <b>電気及び電子機器</b>                                                 |        |    |     |
| ▶ スマートメーター(2022年4月1日発効)                                         | 15     | ↑  | 25  |
| ▶ スマートメーターのプリント基板アセンブリ(2022年4月1日発効)                             | 7.5    | ↑  | 20  |
| ▶ 携帯電話用カメラモジュールの製造に使用されるカメラレンズ                                  | 10/15  | ↓  | 2.5 |
| ▶ 充電器/アダプターの変圧器の製造に使用する特定部品                                     | 10/15  | ↓  | 5   |
| ▶ PCB/MCPCBの製造に使用する銅/アルミニウムベースの銅張積層板                            | 5/7.5  | ↓  | 0   |
| ▶ X線製品の製造に使用されるX線用グリッド、マルチリーフコリメーター/Iris可変コリメーター、静的ユーザーインターフェイス | 5      | ↑  | 10  |
| ▶ X線装置                                                          | 7.5    | ↑  | 10  |
| <b>太陽エネルギー</b>                                                  |        |    |     |
| ▶ 太陽電池 (ITA-1アイテム専用以外の場合) (2022年4月1日発効)                         | 0      | ↑  | 25  |
| ▶ 太陽電池モジュール (ITA-1アイテム専用以外の場合) (2022年4月1日発効)                    | 0      | ↑  | 40  |
| <b>燃料、化学品、プラスチック</b>                                            |        |    |     |
| ▶ 燃料油、直留燃料油                                                     | 5      | ↓  | 2.5 |
| ▶ 低硫黄ワックス残さ油、真空残さ油、泥漿、真空ガスオイル                                   | 5      | ↓  | 2.5 |
| ▶ シアン化ナトリウム                                                     | 7.5    | ↑  | 10  |

| INDUSTRY                                      | RATE (%) |    |     |
|-----------------------------------------------|----------|----|-----|
|                                               | From     | ↑↓ | To  |
| <b>紙</b>                                      |          |    |     |
| ▶ 古紙(廃棄物及びスクラップ)または紙の製造に使用される板紙、板紙、新聞紙        | 0        | ↑  | 2.5 |
| <b>宝石類</b>                                    |          |    |     |
| ▶ カット・研磨されたダイヤモンドと天然宝石                        | 7.5      | ↓  | 5   |
| <b>資本財</b>                                    |          |    |     |
| ▶ プラスチック加工機械の製造に使用されるインゴット・鋳造品                | 10       | ↓  | 7.5 |
| ▶ プラスチック加工機械の製造に使用されるボールねじとLMガイド              | 7.5      | ↓  | 5   |
| ▶ がい管(プラチナとロジウムの合金製、改修のため輸出された消耗品と交換で輸入されたもの) | 10       | ↓  | 7.5 |
| ▶ コーヒーの製造または加工に使用するコーヒー焙煎機、抽出機、自動販売機          | 10       | ↓  | 7.5 |

## 物品税

- 2022 年 10 月 1 日より、小売向けに販売される非混合のガソリンと高速ディーゼルに 1 リットル当たり 2 ドルの追加関税が課される。

## 物品・サービス税

- 改正事項
  - ▶ 納税者が利用可能または制限されている仕入税額控除(ITC)の詳細を記載した、自動生成書面の導入。
  - ▶ 仕入税額控除は、自動生成書面において、使用が制限されていない場合にのみ利用することが可能。

- ▶ 以下の項目については、翌年度の11月30日まで制限期間が延長された。
  - 会計年度に関する仕入税額控除の請求
  - 会計年度内の供給に対する、クレジットノートの発行による税負担額の調整
  - 会計年度中の課税期間の申告内容に誤りがあった場合の修正申告
- ▶ サプライヤーが税金を支払っていない場合、仕入税額控除は利息とともに取り消され、サプライヤーが支払いを行った場合、再請求が認められる。
- ▶ 以下の規定において改正が行われた。
  - 仕入税額控除の利用により免除される税負担額の最大割合の規定
  - 電子記帳台帳(Electronic Credit Ledger)の仕入税額控除の残高に利用制限を課す
- ▶ GST登録の抹消規定が以下の通り改正された。
  - コンポジションスキームの適用を受けている場合、会計年度の申告書が提出期限から3ヶ月を過ぎても提出されない場合に、GST登録が抹消される。
  - 通常の納税者の場合、連続で課税期間の申告が行われない場合、GST登録が抹消される
- ▶ GST申告書の提出制限は以下の通りとなる。
  - 過去の申告書を提出していない場合、その課税期間のGSTR-1申告書の提出が制限される。
  - GSTR-1申告書を提出する場合、課税期間のGSTR-3B申告書の提出が制限される。
- ▶ サプライヤーと顧客によるGST申告の双方向からの提出規定の廃止
- ▶ 電子商取引事業者による源泉徴収税申告書の提出遅延に対する延滞金を導入。
- ▶ 電子記帳台帳の残高を保有する別支店に移動することが可能。
- ▶ 大使館、領事館、国連機関、その他の特定の納税者による四半期ごとの還付請求の制限期間が6ヶ月から2年への延長。
- 遡及的修正事項
  - ▶ 2017年7月1日を適用日として、仕入税額控除の誤った使用と使用に対する利息が、規定の方式で18%の割合で徴収される。

# 予算配分と政策



## インフラ開発

- 鉄道事故削減のため、「Kavach」の下に、2,000kmの線路にわたって独自開発の信号機兼安全装置予定。
- 中央・州政府省庁およびインフラ機関は、能力開発委員会からの技術支援を通じて、計画、設計、資金調達、実施における能力を開発することを提案
- 設備投資のための州への財政支援に向けた支出が1,000億（13.3億米ドル）から1,500億インドルピー（20億米ドル）に拡大された

## 物流

- 2022-23年度には、PM GatiShakti Master Planの一環として、国道が25,000km拡大され、2,000億ルピー（26.7億米ドル）が投資される予定である
- 4つのマルチモーダル物流パークを開発する提案 今後3年間でPPP方式を導入し、貨物ターミナルを100カ所増設し、物流の利便性を向上させる
- 全国ロープウェイ開発計画（National Ropeways Development Programme）：丘陵地帯の交通利便性と観光性を向上させるためのロープウェイ建設に取り組む。

## 電気自動車

- 公共交通機関は、クリーンテック、化石燃料ゼロのモビリティ特区、電気自動車などの活用重点を置き、シフトしていくことを提案
- 電池・エネルギーサービスの持続可能で革新的なビジネスモデルを構築するための「電池交換ポリシー」の策定を提案

## ビジネスのしやすさ

- Ease of Doing Business 2.0とEase of Livingの取り組みにより、資本と人的資源の生産性を向上させ、「信頼に基づくガバナンス」を実現する。これは、重複するコンプライアンスの排除、マニュアル手続のデジタル化、テクノロジーを通じた中央と州レベルのシステムの統合によって実現される。

## 中小企業

- 緊急クレジットライン保証制度（ECLGS）：サービス業または関連企業を対象に5,000億インドルピー（66億7000万米ドル）の独占的な保証金を提供し、期間を2023年3月まで延長。

- Raising and Accelerating MSME Performance(RAMP)プログラムによって、5年間で600億インドルピー（8億米ドル）の支出を提案

## 環境

- 太陽光発電の能力を高めるため、高効率の太陽光発電装置を製造するための製造業インセンティブ (PLI) に1,950億ルピー（26億米ドル）が割り当てられた
- 火力発電所の燃料を5～7%のバイオマス・ペレットに置き換えることで、年間38MMTの炭素削減を実現する。
- 農林業と民間の林業を促進するための規制の枠組みを提案。
- 4つの石炭ガス化・化学燃料化パイロットプロジェクトを行い、財政的・技術的な実現可能性を検証する。
- 集中処理センター・グリーン (CPC-Green) によるグリーンクリアランスの迅速な追跡を提案

## 社会保障

- 作物評価、土地記録のデジタル化、殺虫剤や栄養剤の散布のために「Kisan Drones」を推進。
- 3,800万世帯に飲料水を供給するために6,000億ルピー（80億米ドル）が割り当てられた。
- 2022-23年度内に800万戸の住宅を建設するために4,800億ルピー（64億米ドル）が割り当てられた

## 教育

- One class-one TV channelプログラムを12チャンネルから200チャンネルに拡大し、1～12クラスで地域言語による補習を実施することが提案された。
- 批判的思考力を促進するため、2022-23年度に科学と数学のバーチャルラボ750台、模擬学習環境を整えるためのeラボ75台を設置することが提案された。
- 世界最高水準のサービスを提供するデジタル大学を設立予定。個人的な学習体験を伴う教育を目的としている。この大学では、さまざまな言語とICTフォーマットで教育を提供する予定であり、必要な専門知識を提供するハブスポーク型に基づいて構築される。

## 金融

- 2022年に15万局の郵便局が銀行基幹システムに統合され、相互運用性と金融を可能とする。
- 75の地区において、指定商業銀行が75のデジタル・バンキング・ユニット (DBU) を設立することが提案された。
- 政府調達における銀行保証の代替として、保証証券が認められることとなった。
- 政府は、政府保有比率を20%上限としたテーマ別ファンドを推進する。これは、気候変動対策、ディープテック、デジタル経済、製薬、アグリテック等の注目分野への投資を奨励するものである。
- インド準備銀行が2022-23年度にデジタルルピーおよび中央銀行デジタル通貨 ('CBDC') を導入することを提案

## 財政運営

- 2021-22年度の修正後財政赤字は、GDP比6.8%に対して6.9%、2022-23年度の財政赤字はGDP比6.4%となる見込みである。
- 予算案における資本支出は、5兆5,400億ドル (738.7億米ドル) から7兆5,000億ドル (1,000億米ドル) へと35.4%増加した。
- 2022-23年度の「有効資本支出」は10兆6,800億ドル (1,424億米ドル) と試算され、GDPの4.1%に相当する

## 通信

- 民間通信事業者による5Gモバイルサービスの展開を促進するため、2022年に周波数オークションを実施する。
- PLIスキームの一環として、強力な5Gエコシステムを構築するための設計主導型製造スキームを開始する。

## その他

- 海外渡航の利便性を高めるため、チップを搭載したe-Passportの発行を2022-23年度に開始する予定。
- One-Nation One-Registration Softwareにより、どこからでも証書や書類の登記ができるように統一されたプロセスを促進することが提案された。
- 任意清算手続を迅速に行うための「企業撤退加速処理センター (C-PACE)」を設立することが提案された。

# 影響

## 資本市場

ボンベイ証券取引所の株式指数(「Sensex」)は、848.40ポイント高の58,862.57(1.46%高)で取引を終えた。インド株式指数(「Nifty」)は1.37%、237ポイント上昇し、17,576.85ポイントで取引を終えた。その日のSensexは、57,737.66~59,032.20、Niftyは17,244.55~17,622.40で推移した。

## 主要セクター

### 電力

ポリシリコンから太陽光発電モジュールまでの一貫製造装置を優先した高効率モジュール製造に対する製造業インセンティブと、グリーンインフラを動員するためのソブリン・グリーンボンドは電力分野の投資を促進するだろう。

### 鉄道

準高速列車“Vande Bharat”を新たに400本運行し、安全システムの配備を強化するとともに、貨物ターミナルを新たに100カ所開発し、物流能力を強化する。その結果として、小規模農家や中小企業への物流支援を重視し、「一駅一品」のコンセプトにより、サプライチェーン管理とローカル製造業者の統合を促進する。

### 自動車産業

バッテリー交換政策、ゼロ・エミッション・ゾーン、クリーン・テクノロジーが推進されれば、新しいスタートアップ企業に好機が与えられるだろう。また、さらなる投資を促し、EVエコシステムにおける公共交通機関、商用車、乗用車、自動車部品メーカーに好影響を与えることが期待される。

### 防衛

軍事部門や装備品の設計・開発に、特別目的事業体(SPV)を通じて、民間企業が関与することが提案されれば、防衛分野への投資を促進し、輸入を削減することができる。

## 通信

5G携帯電話サービス展開のための周波数オークションや、5Gエコシステムの設計・製造における製造業インセンティブの提案は、電気通信分野への投資と雇用を促進し、世界の製造拠点としてのインドのイメージを強くするものと期待される。

## ビジネスのしやすさ

支援的な政策、規制緩和、促進的な活動、および労働法管理の統合 (Udyam、e-Shram、NCS、ASEEMポータル) の提案は、政府調達システムのデジタル化、環境クリアランスのシングルウィンドウ化とともに、インドでのビジネスのしやすさを大幅に改善するだろう。

## インフラ開発

セメント部門への大規模な設備投資は、インフラ企業にとって重要な後押しとなるものと見られている。これは、政府プロジェクトの入札が増加するため、企業の受注に弾みがつくからと考えられる。セメント業を営む企業は、公共投資や手頃な価格の住宅への支出増加の恩恵も受けるだろう。データセンター、エネルギー貯蔵システム、グリッドスケールのバッテリーシステムに「インフラストラクチャー」の地位が与えられることで、インドにおけるハイテク設備投資のサイクルが始まるだろう。

# 直近の改正事項

製造業インセンティブ

海外直接投資

会社法

企業の社会的責任中小企業

インド準備銀行

税制



## 製造業インセンティブ

以下の産業において、国内生産を促進することを目的として、製造業のインセンティブスキーム (PLI) および運用ガイドラインを開始した。

- 自動車および自動車部品に対する予算配分は2,593.8億ルピー (34.6億米ドル) となり、高度な自動車技術製品の製造促進を目的としている。
- 先端型化学電池 (ACC) - 1,810億インドルピー (24.1億米ドル) の予算配分となり、これによって4,500億インドルピー (60億米ドル) 相当の投資が期待される。
- テレコム・ネットワーク関連製品 - 今後4年間で334.5億ルピー (4.46億米ドル) の投資と4万人の追加雇用が見込まれる。
- ドローン産業 - 3年間で500億インドルピー (6.67億米ドル) の投資と50万人の追加雇用が見込まれている。
- これらに加えて、PLIスキームが提案されました。
  - ▶ 主要な出発材料/医薬品仲介業者およびAPI
  - ▶ 大規模電子機器製造
  - ▶ 医療機器の製造
  - ▶ 電子/テクノロジー製品
  - ▶ 医薬品
  - ▶ 食品
  - ▶ ホワイトグッツ
  - ▶ 高効率太陽光発電モジュール
  - ▶ テキスタイル製品
  - ▶ 特殊鋼

## 外国直接投資

- インド非居住者または、インド非居住者所有の企業からの投資については、居住者による国内投資と同様に見なされることが提案された。
- 保険業のFDI比率が49%から74%に引き上げられた。
- 石油精製における公共部門事業 (PSU) への戦略的非投資のための FDI率が 49%から100%に引き上げられた。
- 石油精製における公共部門事業 (PSU) への戦略的非投資のための FDI率が 49%から100%に引き上げられた。
- LIBORが廃止される影響を受け、AD銀行は、金融取引において、広く受け入れられている他の参照レートの使用を許可された

## 会社法

- 財務諸表の承認、合併/吸収、買収、株式発行等の重要な決議のための物理的な取締役会の開催に関する制限は廃止され、ビデオ会議を通じて行うことができるようになった
- 新規に設立される会社は、会社設立時にShop and Commercial Establishmentsの登録を行うことができるようになった。
- パッケージ化された倒産処理手続き規則2021年 (PPIRP) が2021年4月9日に通知された。
- インド破産倒産法に基づき、PPIRPにおける企業債務者の最低不履行額として100万ルピー (13,333米ドル) が規定された。
- 会計ソフトを導入している会社は、各取引の監査証跡の記録、および変更された各ログの変更日とともに記録し、かつ監査証跡を無効にできないようにする機能を備えた会計ソフトのみを使用しなければならないこととなった。
- 未払配当金に関するコンプライアンス違反には110万ルピー (1,333米ドル) の罰金、さらに継続的な違反には最高100万ルピー (13,333米ドル) の追加罰金を科すこととなった。

## 企業の社会的責任 (CSR)

- CSR費用は仕入税額控除の対象となる。
- 仮設病院および新型コロナウイルス感染症に関連する仮設施設にかかる費用はCSR費用として認められる。

## 中小企業 (MSME)

- 中小企業省は、小売・卸売業を中小企業 (MSME) に含め、“Udyam”ポータルに登録できるようにすることを決定した。
- 中小企業が容易に運転資金を確保できるようにファクタリング規制 (改正) 法案2021が可決され、主要な事項は以下の通り。
  - ▶ MSMEの定義を国際的な内容に収斂させるための改正
  - ▶ ノンバンク金融セクター (NBFC's) のファクタリングの閾値の緩和

- ▶ 対象債権を債権割引システム('TreDS')内の中央登録簿に記帳すること。
- ▶ RBIを規制当局とする

## インド準備銀行(RBI)

- 銀行が関連当事者に対する貸付金の閾値が250万ルピー(33,333米ドル)から5,000万ルピー(666,667米ドル)に引き上げられた。
- インド非居住者/インド在外居住者(NRI/OCI)による農地・農家・農園以外のインド国内の不動産取得・譲渡について、RBIの事前承認が緩和された。

## 税制

- 2021年4月1日より、GST法における電子請求の適用範囲が拡大され、総売上高が5億インドルピー(667万米ドル)を超える納税者が含まれるようになった。
- 非居住者である外国人投資家が、国際金融サービスセンター(IFSC)に所在する認定証券取引所に上場している資本財を外貨で取引する場合、PANの取得が免除される。
- 2019-20年度およびそれ以降の年度において、新型コロナウイルス感染症の処理に関連して、雇用主またはいかなる人物から受け取った金額は、所得税が免除されることになった。
- 製造工場建設のためにリースで取得した土地に支払ったGSTは、それが事業の過程または推進に使用されている場合でも、仕入税額控除の対象として認められないものとする。
- 本社が支店やグループ会社に提供する管理・指導業務は、対価を伴わない場合でもGSTで課税される。

# 外国貿易

(2021年4月～11月)

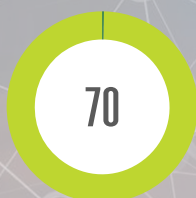
| インドとの主要な貿易取引国 |          |        |          |        |
|---------------|----------|--------|----------|--------|
| S. No.        | 輸出国      | 割合 (%) | 輸入国      | 割合 (%) |
| 1             | 米国       | 18.43  | 中国       | 15.47  |
| 2             | アラブ首長国連邦 | 6.57   | アラブ首長国連邦 | 7.30   |
| 3             | 中国       | 5.87   | アメリカ     | 7.15   |
| 4             | バングラデシュ  | 3.48   | サウジアラビア  | 5.03   |
| 5             | 香港       | 2.83   | イラク      | 4.86   |
| 6             | シンガポール   | 2.77   | スイス      | 4.66   |
| 7             | オランダ     | 2.60   | 香港       | 3.16   |
| 8             | イギリス     | 2.54   | インドネシア   | 2.94   |
| 9             | ベルギー     | 2.39   | シンガポール   | 2.93   |
| 10            | ドイツ      | 2.30   | 韓国       | 2.91   |

## 外国直接投資

(US\$ million)

| 外国直接投資額 (上位10社) |          |                 |                 |                   |         |            |
|-----------------|----------|-----------------|-----------------|-------------------|---------|------------|
| 順位              | 国        | 2019-20 (4月-3月) | 2020-21 (4月-3月) | 2021-2022 (4月-9月) | 累積      | 総流入量に対する割合 |
| 1               | モーリシャス   | 8,241           | 5,639           | 4,338             | 152,688 | 27         |
| 2               | シンガポール   | 14,671          | 17,419          | 8,057             | 123,146 | 22         |
| 3               | 米国       | 4,223           | 13,823          | 4,633             | 48,235  | 9          |
| 4               | オランダ     | 6,500           | 2,789           | 2,139             | 38,780  | 7          |
| 5               | 日本       | 3,226           | 1,950           | 804               | 36,253  | 6          |
| 6               | イギリス     | 1,422           | 2,043           | 1,149             | 31,404  | 6          |
| 7               | ドイツ      | 488             | 667             | 431               | 13,294  | 2          |
| 8               | ケイマン諸島   | 3,702           | 2,799           | 2,158             | 12,493  | 2          |
| 9               | アラブ首長国連邦 | 339             | 4,203           | 480               | 11,673  | 2          |
| 10              | キプロス     | 879             | 386             | 75                | 11,209  | 2          |

## 分野別の外国直接投資 (2021年4月-9月) (US\$ million)



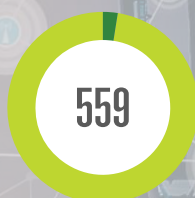
建設開発



通信



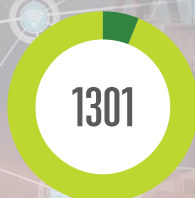
化学品



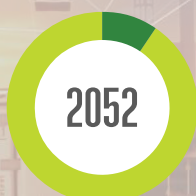
薬品・医薬品



インフラ建設



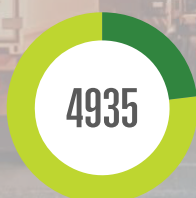
冶金産業



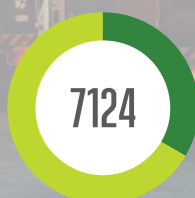
卸売



サービス業



自動車産業



コンピューター・ソフトウェア

# 経済指標

GDP

物価上昇

外国為替

外貨準備高

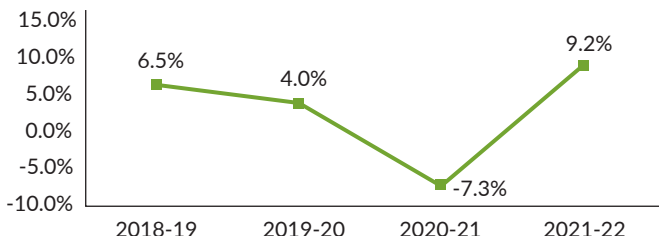
インフラ分野



# 概要

## GDP

GDPは、2020-21年度の7.3%の減少に対し、2021-22年度は9.2%で増加すると予測されている。



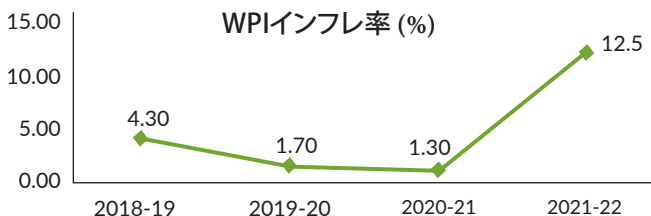
2020-21年度の数値は暫定値

2021-22年度の数値は1次推計

## Overall GDP growth (%)

## 物価上昇

卸売物価指数 (WPI) に基づくインフレ率は、2020-21年度の1.3%から2021-22年度には12.5%へと上昇した。

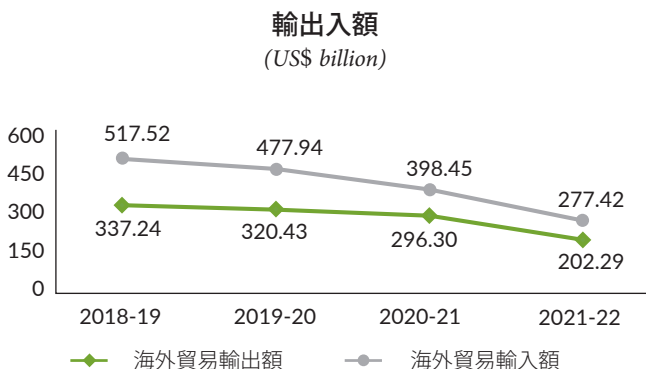


2021-22年度の数値は、4月～12月までの数値となる。



## 外国貿易

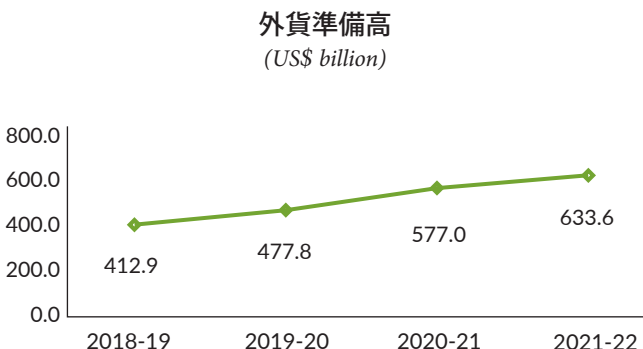
2021年9月までの輸出額は2,022.9億米ドルで、2020年9月までの同期間に比べて58.11%の大幅の増加となった。2021年9月までの輸入額は2,774.2億米ドルで、2020年9月までの同期間と比較して、80.74%の大幅な増加となった。



2021-22年度の数値は、4月～12月までの数値となる。

## 外貨準備高

2021年12月時点の外貨準備高は、2021年3月時点と比較して566.3億米ドル増加した。インドの外貨準備高は、6,336.1億米ドルで推移している。



2021-22年度の数値は、12月末時点の数値となる。



## インフラストラクチャー

### 主要産業

2021年4月～11月のセメント生産量は、前年同期比28.3%増となった。また、天然ガスや精製品の生産量が増加し、原油や肥料の生産量は減少した。

主要産業の成長率(%)

| SECTOR      | 2018-19 | 2019-20 | 2020-21 | 4月～11月  |         |
|-------------|---------|---------|---------|---------|---------|
|             |         |         |         | 2020-21 | 2021-22 |
| 石炭          | 7.4     | -0.4    | -1.9    | -2.6    | 11.6    |
| 原油          | -4.1    | -5.9    | -5.2    | -6.0    | -2.7    |
| 天然ガス        | 0.8     | -5.6    | -8.2    | -12.1   | 22.8    |
| 石油精製商品      | 3.1     | 0.2     | -11.2   | -14.9   | 10.6    |
| Fertilizers | 0.3     | 2.7     | 1.7     | 3.8     | -0.6    |
| 鉄鋼          | 5.1     | 3.4     | -8.7    | -18.2   | 25.3    |
| セメント        | 13.3    | -0.9    | -10.8   | -19.5   | 28.3    |
| 電力          | 5.2     | 0.9     | -0.5    | -4.6    | 10.2    |
| 総合指数        | 4.4     | 0.4     | -6.4    | -11.4   | 13.7    |

### 電力

2021年4月から12月の総発電量は、前年同期比で8.75%増加した。また、火力発電は、10.84%増加した。

(billion units)

| POWER SOURCE | APRIL TO DECEMBER |        |          |
|--------------|-------------------|--------|----------|
|              | 2020              | 2021   | GROWTH % |
| 火力発電         | 736.92            | 816.78 | 10.84    |
| 原子力発電        | 33.95             | 34.77  | 2.41     |
| 水力発電         | 126.64            | 126.39 | -0.20    |
| ブータンからの輸入    | 8.41              | 7.28   | -13.43   |
| 総発電量         | 905.92            | 985.22 | 8.75     |

*Figures for Apr-Dec 2021 are provisional.*

## 通信

インドの総電話加入者数は、2014年3月の9億3,302万人から、2021年3月時点で、1億2,088万人となった。加入者の内、45%は農村部、残りの55%は都市部となっている。インターネット加入者は、2015年3月の3億233万人から、2021年6月には、8億3,371万人へ増加した。2015年時点のインターネット加入者の内、67.2%がナローバンド接続、32.8%がブロードバンド接続、2021年6月には構成が大きく変化している。無線データ利用総量は、2017-18年度第1四半期の4,206ペタバイトから、2021-22年度第1四半期には32,397ペタバイトと7倍以上に増加した。

## 鉄道

インド鉄道（以下、IR）は、68,102kmを超える路線網を有し、単一経営体としては世界第3位の規模を誇っています。線路の増設距離は、2009-14年度の年平均720kmに対し、2014-21年度は、新線・複線化プロジェクトの影響もあり、年平均1,835kmとなった。

また、IR は 2020-21年度に、12.3億トンの貨物を輸送し、また12.5億人の旅客がIRに乗車している。発生した列車事故は、2018-19年度の59件から2019-20年度には55件に減少し、さらに2020-21年度には22件に減少した。

さらに、IRは1,841本のKisan Railサービスを運行し、果物や野菜などの生鮮品を約60万トン輸送している。

## 道路

インドの道路ネットワークは、国道、州道、県道、農村道路、都市道路、プロジェクト道路があり、2019年3月31日現在で、暫定637万km以上となり、米国（670万km）に次いで世界第2位である。

国道は、2019-20年度の10,237kmに対して、2020-21年度では、13,327kmの道路（30.2%増）が増設された。

## 2022-23年度の主要な申告の締切日

(規制当局の通知によって日付が改定になる場合がある)

| 法令                      | 申告期限                  |
|-------------------------|-----------------------|
| <b>会社法</b>              |                       |
| 取締役会                    | 年4回 (前取締役会より120日以内)   |
| 年次株主総会 (A G M) (財務諸表採択) | 会計年度終了より60日以内         |
| ROC年次報告書                | AGMより60日以内            |
| <b>税</b>                |                       |
| 法人税申告                   | 10/31, 11/30          |
| 税務監査                    | 9/30, 10/31           |
| 移転価格                    | 10/31                 |
| TDS申告 (源泉税)             | 四半期                   |
| 個人所得税                   | 7/31                  |
| GST 申告*                 |                       |
| - 売上高 > ₹50 million)    | 毎月                    |
| - 売上高 ≤ ₹50 million)    | 四半期/毎月                |
| <b>コンプライアンス</b>         |                       |
| TDS 納付                  | 毎月7日                  |
| GST 納付                  |                       |
| -売上高 > ₹50 million)     | 毎月20日                 |
| -売上高 ≤ ₹50 million)     | 毎月20日, 22日, 24日, 四半期* |

\* GSTR 1及びGSTR 3Bを含む。

\*\* 州により異なる。

# ABOUT US

A full services firm of corporate strategists, accountants, tax advisory experts and financial and marketing analysts.



## SERVICES

- Accounting and Business Support
- Assurance
- Business Advisory
- Digital Automation and Transformation
- Taxation
- Transaction Advisory

Well structured teams with domain specialization are guided by leaders who possess expertise and experience and are present PAN India to ensure excellent client service.

**6000**  
CLIENTS

**60+**  
LOCATIONS



PRESENTLY POSITIONED IN THE

TOP 10 ACCOUNTING & CONSULTING FIRMS

**700 in-house**  
PROFESSIONALS

**35 DIRECTORS**  
AND ADVISORS

**30 YEARS**  
OF EXPERIENCE

**18 INDIAN LOCATIONS AND 6 FOREIGN DESKS** COMBINED WITH **INTERNATIONAL AFFILIATIONS** ENSURES GLOBAL STANDARDS WITH REGIONAL EXPERTISE

DIRECTOR LED OFFICES IN 8 KEY LOCATIONS ACROSS INDIA



Going The Extra Mile

[www.asa.in](http://www.asa.in)

#### **New Delhi**

Aurobindo Tower  
81/1 Third Floor Adchini  
Aurobindo Marg  
New Delhi 110 017 INDIA  
T +91 11 4100 9999

Sunil Arora *Partner*  
[sunil.arora@asa.in](mailto:sunil.arora@asa.in)

#### **Ahmedabad**

306B, Pinnacle Business Centre  
Corporate Road, Prahlad Nagar  
Ahmedabad 380015 INDIA  
T + 91 79 4891 5409

Himanshu Srivastava *Partner*  
[himanshu.srivastava@asa.in](mailto:himanshu.srivastava@asa.in)

#### **Bengaluru**

Level - 2, Park Square  
No.150, 36th Cross  
Jayanagar 7th Block  
Bengaluru 560 082 INDIA  
T +91 80 4907 9600

D. Ramprasad *Partner*  
[ramprasad.d@asa.in](mailto:ramprasad.d@asa.in)

#### **Chennai**

Unit No. 709 & 710,  
7th Floor 'Beta Wing'  
Raheja Towers  
New No. 177  
Anna Salai, Chennai 600 002 INDIA  
T +91 44 4904 8200

DK Giridharan *Partner*  
[dk.giri@asa.in](mailto:dk.giri@asa.in)

#### **National Affiliates**

Bhubaneswar, Chandigarh, Pune and Vishakhapatnam

#### **International Affiliates**

Algeria, Argentina, Australia, Austria, Belgium, Brazil, Bulgaria, Canada, China, Denmark, Egypt, France, Finland, Germany, Hong Kong, Hungary, Israel, Italy, Japan, Luxembourg, Malaysia, Mexico, Morocco, New Zealand, Netherlands, Norway, Poland, Portugal, Romania, Saudi Arabia, Singapore, South Africa, Spain, Switzerland, Sweden, Thailand, Tunisia, Turkey, UAE, UK, USA, Vietnam

#### **Gurgaon**

Times Square Fourth Floor  
Block B, Sushant Lok 1  
Gurgaon 122 002 INDIA  
T +91 124 4333 100

Sundeep Gupta *Partner*  
[sundeep.gupta@asa.in](mailto:sundeep.gupta@asa.in)

#### **Hyderabad**

Vasavi's MPM Grand, 11th Floor,  
Unit No 1204, Yella Reddy Guda Road,  
Ameerpet, Hyderabad,  
Telangana - 500073 INDIA  
T +91 40 2776 0423

K Venkatraman *Partner*  
[k.venkat@asa.in](mailto:k.venkat@asa.in)

#### **Kochi**

Pioneer Tower  
207-208 Second Floor, Marine Drive  
Kochi 682 031 INDIA  
T +91 484 410 9999

P N Ramachandra Kamath *Partner*  
[pnr.kamath@asa.in](mailto:pnr.kamath@asa.in)

#### **Mumbai**

Lotus Corporate Park  
D-401, CTS No.185/A  
Graham Firth Compound  
Western Express Highway  
Goregaon (East)  
Mumbai 400 063 INDIA  
T +91 22 4921 4000

Keyur Dave *Partner*  
[keyur.dave@asa.in](mailto:keyur.dave@asa.in)